



商工会だより

第 48 号
平成 31 年 2 月
発行 上毛町商工会
☎ 72 - 3195

新春初詣

1月13日、新春恒例となりました商工会福利厚生事業の一環として「新春初詣」を開催しました。

今年、新春にふさわし



く天気に恵まれた一日で、三社参りを行うことができました。

京都の北野天満宮、福岡の大宰府天満宮と共に日本三天神と称せられています。防府天満宮、壇ノ浦の合戦で8歳で入水された安徳天皇をお祀りして

おります赤間神宮、商売繁盛にご利益があるとされている住吉神社の三社を参拝し、商売繁盛や健康等を祈願しました。

途中、下関の唐戸市場に立ち寄り、昼食を楽しみ、会員同士の交流を図り有意義な一日でした。

次回も、会員

の皆様のご参加をお願いします。



《税務無料相談》

早いもので、また個人事業主の確定申告の時期となりました。

今年の確定申告は、2月18日(月)から3月15日(金)までとなっていますので、帳簿等の整理を早めにして、間違いのないよう準備をしましょう。消費税の申告は4月1日(月)までです。

商工会では、専門家(税理士)を招いて、決算から申告に関する無料相談を左記の日程で行います。ご相談の際は時間調整を行いますので、事前にご連絡下さいますようお願いいたします。

◆日時

2月13日・20日・26日
午後2時から午後4時
3月1日・5日・8日・13日
午後1時から午後5時

◆税理士 奥野 和浩氏

◆場所

上毛町商工会館指導室

「働き方」が 変わります!!

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。

◆ポイント①

時間外労働の上限規制が導入されます。
時間外労働の上限を月45時間、年360時間を原則とします。

◆ポイント②

年次有給休暇の確実な取得が必要です。
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

◆ポイント③

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

※最終頁に施行日やポイント等の詳細な情報を掲載しています。

福岡県事業承継支援ネットワーク

中小企業の事業承継を支援するため、平成30年度より設立されました。

事業承継に必要な期間は5〜10年と言われています。後継者教育などを進めながら経営権を引き継ぐ「人（経営）」の承継、自社株式・事業資産、債権や債務など「資産」の承継、経営理念や取引先との人脈、技術・技能といった「知的資産」の承継を、計画的に着実に進める必要があります。そのためにも1日でも早い準備をおすすめします。何から始めていいかわか

中小企業の事業承継を支援する公的機関
福岡県事業承継支援ネットワーク

60歳以上の経営者、個人事業主のみならず
後継者のみなさま

事業承継の準備は始めていますか？

- 何から始めていいかわからない。
- 日々の経営で精一杯。
- 事業承継に関して誰に相談してよいかわからない。
- 適当な後継者（候補）が見つからない。



ひとつでも当てはまる方は

事業承継診断（無料）を受けてみましょう！

らない等のお悩みがある場合は、事業承継診断（無料）を受けることをお勧めします。

また、事業承継診断実施後には、事業承継に必要な計画づくりをサポートする専門家派遣も行っています。
<https://fjgyonw.com/>

福岡県事業引継ぎ支援センター

中小企業経営者の高齢化が進むなか、特に親族内における後継者の確保が困難となってきています。

十分な事業承継対策を行っていないか、ために会社の業績が悪化してしまったケースも存在しており、中小企業にとって事業承継問題は非常に重要な問題です。

事業引継ぎ支援センターは、このような現状に対処して円滑な事業のバトンタッチを支援し、次世代への経営資源のスムーズな承継を促進させるために設立されたものです。

親族又は第三者への事業引継ぎの相談口として、事業承継に関するお悩みに、相談員が対応いたします。

事業承継問題に取り組み際、ご子息など親族に事業を承継するうえで課題や、第三者への事業譲渡を通じて事業の引継ぎを行ううえでの課題など、様々な事柄に対処いたします。

また、ご希望に応じて事業譲渡の相手企業へのご紹介についても、お手伝いいたします。
<http://f-hikitsugi.com/about.html>

IT導入補助金

★中小企業者等が、業務効率化や売上向上に資する簡易的なITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援する制度となっております。IT事業者による代理申請や導入後のフォローアップ等を通じて中小企業者側の煩雑な手続きを解消しつつ、着実な

生産性向上を促します。

▼補助対象経費

ソフトウェア、クラウド利用費、導入関連経費等
ホームページに公開されているITツールが補助金の対象

▼補助金の補助率等

上限額が五十万円、下限額十五万円、補助率が二分の一以下

※現在、IT導入補助金の受付は終了しております。次回情報が開示され次第会員事業所にお知らせします。

小規模事業者持続化補助金

補助金

★小規模事業者が、経営計画を策定し商工会と一体となつて、販路開拓に取り組み費用（※1）を支援する制度です。（※1）対象費用とらないものもあります。また限度額は五十万円が必要経費の三分の二を補助します。

▼対象となる取組事例

広告宣伝の場合

新たな顧客層の取り込み

を狙い、チラシを作成・配布する

店舗改装の場合

幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

商品パッケージ変更の場合

新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新する

※現在小規模事業者持続化補助金の受付は終了しております。次回情報が開示され次第会員事業所にお知らせします。

出店内直接配信制度

福岡県商工会連合会では様々な機関と連携し、商談会、催事等を開催、紹介を行っております。商工会では、福岡県商工会連合会が発信する商談会や催事等の情報を、リアルタイムに会員事業所に配信するサービスを実施しています。ご利用を希望する事業所は、上毛町商工会でお申込みください。

エキスパートバンク事業

エキスパートバンク制度は、経営・営業・生産・技術など多くの問題を抱えている小規模事業者又は創業を予定する方の経営を支援する目的で行っている事業です。

小規模事業者等のご要望にに応じて、福岡県商工会連合会に登録されたエキスパートを直接事業者に派遣し、専門家から具体的かつ実践的な指導やアドバイスを受けることによりその解決を図っています。

各種セミナーを開催

京築地区4商工会では毎年9月～12月にかけて各専門家による講習会を共同開催しております。

また、商工会関係機関でも様々なセミナーが実施されており、会員事業所に紹介を行うことができます。

事前に、参加してみたいセミナー等があれば個別にお知らせください。

保険診断サービス

商工会では、専門家による保険・共済の診断を無料で行っています。現在ご加入の保険や共済に漏れや重複、無駄がないか、福岡県商工会連合会の専門家が無料で診断を行います。

客観的な情報により、良い判断材料としてご利用いただけます。

金融の斡旋事業

商工会では、福岡県信用保証協会や日本政策金融公庫を中心とした金融の斡旋を行っています。

斡旋を受けることで、商工会が各事業所の借入状況を把握することで、信用保証協会、日本政策金融公庫どちらの機関を利用したら有利か等アドバイスを受けられる他、希望に応じてエキスパートバンク等を通じて事業計画書の作成指導を受けることができます。

・マル経融資制度について

マル経融資は、低金利・無担保・無保証人で借入ができる大変お得な融資制度です。

▼資金使途

経営改善に必要な事業資金

▼融資条件

(1月17日現在)

①利率 1・11% (固定)

②融資期間

運転資金 7年以内

設備資金 10年以内

▼融資限度額

二、〇〇〇万円

月例経営塾を開催しました

京築地区4商工会では、9月から12月にかけて毎月セミナーを開催いたしました。毎回多数のご参加を頂き成功裏に終了いたしました。

第一回テーマ

数字が苦手でも大丈夫！経営数字の見方・活かし方

第二回テーマ

お客さんをシツカリ掴む！マーケティングの考え方

第三回テーマ

社長の思いが伝わる！経営理念&社内コミュニケーション講座

第四回テーマ

想い・アイデアを実現する事業計画の作り方

経営に役立つ機能のご紹介

●福岡県よろず支援拠点

小規模事業者・中小企業がすぐに使えて、具体的に、なるべくお金をかけない色々な取り組みをサポートするために、「売上拡大」「経営改善」「創業相談」「補助金」相談業務を行っています。

それぞれの分野に合った専門家にテレビ電話を利用して経営相談を行うことができます。

※事前予約制

<http://fukuoka-yorozu.jimdo.com/>

●ミラサポ

中小企業庁委託事業として中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイトを運営しています。

サイト内では、無料の専門家派遣や補助金等様々な国の支援ツールが掲載されております。

無料専門家派遣制度を利用される場合は、商工会を含む認定支援機関で手続きを行うこととなりますので、お気軽に商工会までご連絡ください。
<https://www.mirasapo.jp/>

●福岡県工業技術センター

福岡県工業技術センターは、化学繊維研究所、生物食品研究所、インテリア研究所、機械電子研究所の4つの研究所と企画管理部から構成されています。

県内産業振興に資する競争力のある自立した中小企業の育成を目指し、地域産業や企業が抱える課題やニーズを把握し、その解決を支援します。

<http://www.fitc.pref.fukuoka.jp/>

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Product
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。
⇒時間外労働ができる時間数を設定し、労働基準監督署に届け出ていただく際の様式と記載例を
厚生労働省HPにアップしました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

Product
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。
⇒時季指定の仕方など、具体的な付与の仕組みを整理した資料を厚生労働省HPにアップしました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

Product
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

